

第2回半田市墓地管理計画策定委員会 会議録

日 時	令和2年9月24日(木) 午前9時30分～11時30分
場 所	半田市役所 会議室 305
出席委員	竹内 康博 田中 淳子 西川 覚山 横山 良樹 澤田 康夫 角谷 重則 山本 守廣 藏谷 善次郎
欠席委員	—
事務局	市民経済部長 滝本 均 環境課長 大嶽 浩幸 環境課主査 森下 直孝 環境課技師 高橋 康志
傍聴者	なし

会 議 の 要 旨	
発言者等	内 容
【議題】 半田市墓地管理計画（素案）について	
事務局	<p>本日の予定としては、第1回策定委員会で提示させていただいた「半田市墓地管理計画（素案）」について議論を深めていただき、12月に予定しているパブリックコメントのための計画案策定に向けて、修正などのご意見をいただくこととしたい。</p>
竹内委員長	<p>先日、現地視察を行ったが、自分も新たに分かったことがあった。視察で気付いたことも含めて議論していきたい。</p> <p>まずは、前回事務局にお願いした「50年間の管理料を見込んで設定された使用料を収めている人がどれくらいいるのか」「どれぐらいの費用がかかるのか」についての資料を作成していただいたので、説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>(資料1、2についての説明)</p> <p>資料1は、市営墓地の使用申込時に50年間分の管理料相当額を見込んで算定した永代使用料を徴収している件数についてのもの。</p> <p>北部墓地と北谷墓地においては、それぞれ平成25年度と平成16年度の返還区画の再募集のタイミングで、管理料相当額を見込んで算定した永代使用料に改定を行っている。</p> <p>乙川一色墓地及び黒石墓地においては、それぞれ平成25年度と平成16年度の墓地の拡張整備の際に、管理料相当額を見込んで算定した金額で永代使用料を設定している。</p> <p>有脇墓地と成岩墓地については、使用者の募集を行っていないため、50年間分の管理料相当額を見込んで算定した永代使用料は設定しておらず、表に掲載していない。</p> <p>右の参考欄は、現在と同額の管理料相当額を新規使用申込者以外か</p>

	<p>ら徴収した場合の、年間収入見込額を記載している。つまり、現在の各墓地の管理料相当額と同じ金額で、新規申込者以外の使用者から管理料を徴収した場合、これは、あくまでも徴収率が100%という条件の下だが、この金額分の収入が増加することとなる。</p> <p>なお、それぞれの墓地の永代使用料の算定方法を、下段に記載しているので参考にしていきたい。</p> <p>資料2は、維持管理及び整備費用の概算の見込額について。</p> <p>上の四角で囲った表には、管理料を徴収せず、現状と同じように最低限の維持管理、整備を行う場合のコストを、下の四角で囲った表には、管理料を徴収して、現状よりも維持管理及び整備に費用をかける場合のコストを記載している。</p> <p>管理料を徴収する場合のコストについては、「管理料を徴収するのであれば、これぐらいの整備や維持管理は必要なのではないか」という想定で積算している。具体的には、通路の舗装が主で、それにゴミ捨て場の整備や北部墓地の古いトイレの建替え、北谷墓地の駐車場の整備などを想定している。</p> <p>整備については、「これが正しいとか」「適切だ」という基準があるわけではないので、どのような整備を行うかによって、必要な費用も増減する。今回提示したものは、あくまでも参考として考えていただきたい。</p> <p>資料についての説明は以上です。</p>
竹内委員長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質問などありましたらどうぞ。</p>
横山委員	<p>前回の委員会で出た疑問点についてお答えいただいた訳だが、資料1で永代使用料の積算方法については説明いただいたが、前回の委員会での疑問は、この積算方法の元となる数字の「積算根拠は何か」ということではなかったか。例えば、固定資産税評価額が宅地並みで計算されており、高すぎるのではないかというような疑問も出されていた。</p>
竹内委員長	<p>根拠は、おそらく出ないのではないか。</p>
事務局	<p>使用料の積算方法を調べたところ、固定資産税課税標準額を使用している墓地と、区画拡張や整備の工事費用を使用している墓地とがあり、すべての墓地に一律であてはめられる根拠というものを示すことが難しい。</p>
竹内委員長	<p>推測でしかないが、おそらく30万円とか36万円とか総額が決まっ</p>

	<p>ていて、そこに合わせて積算したと考えざるを得ない。</p> <p>固定資産税課税標準額を使用している墓地と使用していない墓地があることがまず疑問である。そもそも、墓地は固定資産税が非課税であるのに、これを使用したというのが、総額に合わせるための積算でしかないのではないかと推測する。</p> <p>墓地に関しては、(数字の) 根拠を見出すというのは非常に難しい。今後どうするのかを、この委員会で考えていけば良いのではないか。</p> <p>積算根拠を示すのが難しいのであれば、徴収した管理料の使用目的から積算することは可能であると思う。</p> <p>事務局の管理料徴収に関する資料の説明では、通路の舗装、ごみ置き場やトイレの整備、駐車場の整備など異なる種類のものが混在している。一般的に「管理」というと、「維持管理」であって、将来、土地の所有者である市が何かを設置するというような、土地の利用に関するものとは分けて考えるべきだと思う。</p> <p>管理料を維持管理のための費用として特定するのか、通路その他共同施設の管理に要する費用に対して使用するのかなどにより、使用の種目が限定され、金額が抑えられる方向となるのではないか。</p> <p>また、条例に墓地の等級が決められている。そうすると、もう一つ管理料の仕組みとして出てくると思われる。まず、管理料の使用目的から費用を確定する。確定した費用を、区画の広さによって区別するのか、等級によって区別するのか、一律なのか、あるいは墓地ごとの特性によって分けるのかなど、どの点から議論を進めるのかを決めないと、管理料を徴収すべきかどうか、どういう形で徴収すべきか、いくら徴収すべきか、基準はどうすべきかなど、どういう形で議論していけば良いのか分からない。</p>
田中副委員長	
竹内委員長	<p>資料1には、現在、維持管理に年間1,800万円使われていて、管理料を徴収する場合はそれが2,500万円になるという金額が示されているが、1,800万円の根拠は何か。</p>
事務局	<p>樹木の剪定やごみの収集など、今現在、墓地管理事業費として予算計上している額が約1,800万円。</p> <p>これが、管理料を徴収することになれば、もっとこまめな樹木剪定、雑草の処理などを行わなければいけないため、細かく何がいくらというような積算はしていないが、2,500万円という金額を記載している。</p>
竹内委員長	<p>人件費が1.9人と積算してあるが、予算上こういう積算をするのか。</p>

事務局	<p>予算上ではなく、市の事務事業評価という事業の内部評価制度において、課内で、ある事業にどれだけの人員を投入して業務を行っているかという指標を作成することとなっており、各課員の業務への従事割合を積算して人数を出している。</p> <p>管理料を徴収する場合の人数は、同じく管理料を徴収し、12,000区画を管理している岡崎市の例を参考に、18,000区画を管理する半田市においても、管理料を徴収するにあたっては、これぐらいないと対応ができないのではないかという人数で積算している。</p>
横山委員	<p>通路の雑草の処理はシルバーさんがやっていると思うが、それは正職ではなく、維持管理費に入っているのか。</p>
事務局	<p>雑草の処理は業務委託しており、維持管理費の中に入っている。</p>
横山委員	<p>そうすると、人件費というのは、書類的な仕事をする人たちのことと考えればよいのか。</p>
事務局	<p>そのとおり。</p>
竹内委員長	<p>1.9人というのは、現在の実績の人数と考えれば良いのか。 墓地の専従職員はいないですね。</p>
事務局	<p>実績の人数です。 専従職員はいないため、窓口や電話対応、整備工事の設計や現地確認など、各課員が墓地に関する業務に費やしているおおよその時間を積算して人数を出している。</p>
竹内委員長	<p>これが、管理料を徴収すると、正職3人と会計年度職員1人が必要となるということだが、この部分の費用がどれくらいかかるのか、徴収した管理料との差額がどれくらいになるのかが重要である。 1,800万円というのは、現在、樹木剪定や光熱水費などでかかっているということだが、(資料1の表にある)4つの墓地以外の、有脇墓地と成岩墓地についてはどうなっているのか。</p>
事務局	<p>有脇墓地と成岩墓地の維持管理も含めて1,800万円で行っている。</p>
角谷委員	<p>人件費というのは、市役所の職員のことなので、管理料の徴収により、人件費が増えるのがよく分からない。</p>
事務局	<p>管理料の徴収事務のためには、現状の人員では対応できないと考</p>

竹内委員長	<p>えられるため、人員増が必要であるということ。</p> <p>個人的には、これだけの人員で本当に対応できるのかということの方が心配である。</p>
西川委員	<p>管理料を取る目的が、墓地を整備するための費用の捻出であるなら、必要ないと思う。使用者不明区画の所有者の洗い出しが先ではないか。看板などで使用者からの連絡を促しているが、使用者が判明せず、将来無縁となってしまう区画を整備したいのなら、思い切って「〇年後に整備する」と周知してやってしまった方が良い。</p> <p>色々意見があると思うが、管理料の徴収は、利用者が快適に使用してもらうことが目的であるとか、まずは管理料の目的を決めてもらえると、それに向かって進むと思う。</p> <p>自分は、管理料の徴収は、使用者をはっきりさせるためというのが目的であるべきだと考える。</p>
事務局	<p>管理料の主たる目的は、無縁化の防止と受益者負担の適正化である。ただし、管理料を徴収するには、現状の市営墓地の状態では、使用者に納得いただけるものではないと考えているため、管理料を一部充当する形で、快適化のための整備を行いたいと考えている。</p> <p>そもそも、管理料を徴収するためには、徴収する相手が分かっているわけがないということで、昨年度まで使用者不明区画の調査を行ってきた。その結果、令和2年3月末現在で、使用者が不明なままの区画が、全18,000区画のうち1,664区画残った。これらの区画についても、今後何らかの方法で使用者を判明させたいと考えている。</p>
西川委員	<p>逆に言うと、その1,664区画以外の方からは管理料が徴収できるということか。</p>
事務局	<p>現実的に100%というのは難しいかもしれないが、ここまで調査が終わったことで、徴収できる見込みはあると考えている。</p> <p>議会に対しても、管理料の徴収の前に、使用者不明区画の解消が先であると説明しており、調査開始時点の使用者不明区画約5,700区画について、何とか解消しようとして進めてきた成果が、現在の1,664区画である。</p>
竹内委員長	<p>現在、市営墓地には空き区画が約1,400、使用者不明区画が1,660ある。市がやらなくてはいけないのは、空き区画をどうするのが一つ。それから、権利の残っている使用者不明区画を、手続きを踏んで処理し、1か所に集めて整備するのが、本来の姿だと考える。</p>

	<p>ただし、今の時代、お墓を必要としない方が増え、墓じまいも増えてきているため、墓地自体をどう整備していくのかも考えなければいけない課題である。</p> <p>これまで日本にはあまり発想がなかったが、墓地公園という整備についても、将来的には考えていっても良いのではないかと。</p> <p>そういった整備に対して費用が必要であり、管理料の徴収ということになるのかと思うが、本当に机上の計算のように徴収できるのか、徴収の仕方や手続きに関しても色々課題があり、簡単なことではない。</p> <p>いずれにしても、今回、概算として費用を出してもらい、永代使用料の積算も出してもらった。永代使用料の積算については、根拠等よく分からないものではあるが、今までこれでやってきているのは事実である。</p> <p>これからやらなくてはいけないのは、西川委員がおっしゃったとおり、何のために管理料を徴収するのかをしっかりと考えていくこと、それから、使用者不明区画をどうしていくかということ。</p> <p>また、空き区画の募集に関して、まだまだPR不足ではないか。今空いている区画を使用したい人は本当にいないのか。これから団塊の世代の人たちのお墓が必要となってくると思われるので、そこも踏まえ、区画の使用者募集について考える必要があるのではないかと。</p>
角谷委員	<p>使用者不明区画の調査に対して、現在の使用者の判明状況はどうなっているのか。少なくなっているのか。</p>
事務局	<p>一斉にすべての区画に置手紙を置いてというやり方ではなく、年度ごと、墓地ごとに順番に行ったので、最初は判明者が多くて、徐々に少なくなっているというものではない。昨年度ですべての墓地の調査が一通り終了して、年度末時点で1,664区画が不明のままであるということ。</p>
角谷委員	<p>1件ずつ順番に連絡するやり方なら時間がかかるかもしれないが、紙を置くだけで、そんなに時間がかかるのか。</p>
事務局	<p>対象者に対する置手紙を印刷して、現地に置くだけならそれほど時間はかからないかもしれないが、問い合わせに対応するために、墓石に彫られている情報を書き写した台帳を作成したり、窓口での名義変更手続きへの対応なども必要で、一斉に置くことはできないため、順番に実施した。</p>
角谷委員	<p>不明区画も少なくなってきた、これで調査は終わりにするのか、ま</p>

	<p>だ続けていく予定なのか。これまで調査してきても使用者が判明しなかったところについては、法律に従って市への返還処理をしていくのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これまでの調査で使用者が判明しなかった1,664区画については、今年度、もう一度置手紙を実施し、調査はそこで終了する。それでも判明しなかった区画については、区画に個別に看板を設置し、法律に従って無縁改葬と市への返還処理を行う。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>不明区画には、墓碑が建っているところと建っていないところがあり、状況によっては撤去の合理性が認められる場合と認められない場合があるというのが判例である。年数が経ったからと言って、全てが撤去できる訳ではない。</p> <p>不明区画1,664については、それぞれの状況があると思うが、これらは一挙に整備できるものなのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>看板を設置した後も連絡がない区画については、まずは墓石の建っていないところをシステム上、市へ返還処理を行う。建っているところは、何年かに1回お墓参りに来たりしていることも考えられるため、慎重に進めなければいけないと考えている。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>建っているものを撤去するのは、地裁レベルでも認められなかった事例がいくつかあったと思うので、処理に時間がかかると思うが、そういう理解で良いか。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃるとおり、墓石が建っているところについては、時間がかかったり、慎重に進めなければいけない。まずは、墓石の建っていないところについて、市への返還処理を行い、整備して再募集を行うなど考えていく。</p>
<p>竹内委員長</p>	<p>無縁墳墓の改葬は法律に規定がありできるのだが、官報への掲載などで、お金がかかる。また、墓石に関しては所有権が残っており、どこかに残しておかなければいけないなど、なかなか進まないという問題がある。</p> <p>調査方法として、置手紙だけでは無理である。近辺の方に聞き取りを行う方法もある。地域によっては、地元の方が知っていることもある。また、市営墓地であれば、使用者の転居などの情報は追跡できるはず。</p> <p>使用者不明区画というのは、全く誰が使用しているかわからないという意味なのか。</p>

事務局	<p>使用者が全く分からない区画もあれば、例えば市外居住者の名義になっていて、その方が実際に使用しているか分からなかったり、住民基本台帳上死亡しているが、名義変更がされていないだけで、相続人等が使用しているような区画も含まれる。あくまでも、名義人が実際に使用している方と一致しているかが分からないというのが1,664区画あるということ。</p>
田中副委員長	<p>置手紙をした区画について、お盆や彼岸の後に、墓参の気配があるかどうかの事後調査などはしているのか。</p>
事務局	<p>事後調査は行っていないが、現地に行った際に、まだ置手紙が残っていれば、お墓参りに来ていないということは分かる。</p> <p>置手紙はお盆や彼岸の時期に行っているもので、そこでお墓参りに来れば連絡があり、来なければ連絡もないものと考えている。</p>
田中副委員長	<p>これも判例であるが、きちんと手続きを踏んで処理していたとしても、その後1年半とか2年に1度、墓参りに来ていた場合に、勝手に改葬の手続きがされていたということで、市が慰謝料請求や損害賠償請求を受けている事案がある。一つひとつに権利が存在しているので、慎重に行う必要がある。調査義務というのは過失につながるの、管理料を徴収するという前提として、注意義務を果たす、義務が重くなるということは認識しておく必要がある。</p>
竹内委員長	<p>元々、墓地行政というのは遅れていた。墓地台帳がないところもあり、台帳があるだけかもしれませんがというぐらい遅れていた。半田市の場合は、全部ではないが台帳はある。ただし、名義人の追跡調査はされていない。置手紙が効果はないとは言わないが、隣の人に聞き取りを行うなどにより調査を行うのも一つの方法だと思う。</p> <p>有脇墓地は、集落の墓地なので、よほど大丈夫かと思う。</p> <p>成岩墓地は、集落の墓地ではあるはずなのだが、そうでもないような感じもするので、整備の仕方を考える必要がある。</p> <p>黒石墓地は、元々板山の集落墓地だが、墓地需要に対応する形で拡張整備したものだと思う。</p> <p>黒石墓地と北部墓地には軍人墓地として使用されている区画があるが、管理料の徴収において、これをどうするかも考えておく必要があるのではないか。</p> <p>事務手続きが、今のままでは無理なのではないか。もう少し、誰がどの区画を使用しているのかをしっかりと把握して、空き区画の募集についてもっと広報して、埋めていくということが大事なのではないか。</p>

藏谷委員	<p>永代使用料の収入は、年間の維持管理費に対して不足しているのか。</p>
事務局	<p>ここ数年は不足している。平成 26 年度までは、使用料収入の方が上回っていたが、平成 27 年度以降は使用申込者の減少もあり、管理費の額には達していない。</p>
横山委員	<p>資料 2 は令和 4 年度からの概算の数値であるが、費用対効果、徴収コストとの兼ね合いと公平性はどうかということ、現実にどれだけ足りないからこれだけのお金が必要なんだという説明をしてもらわないと、「今後管理料をいただきますよ」と言われても納得できないのではないか。実際に管理料を取る目的は所有者の把握と受益者負担だと言うのなら、現状これだけお金が足りていないから、これだけ管理料を取らなければいけないんだというのが、この資料からでは読み取れない。例えば、令和元年度にどれだけ不足していたから市としてはこれだけのものが必要だということを示してもらわないと、議論がしづらいと思う。資料 2 の表だけ見ても、なぜ管理料が必要かということが読み取れない。数的にこれだけ足りないのだというものが出てくるともう少し分かりやすいのだが。</p>
事務局	<p>単年度で見れば、「これだけの使用料収入があつて、これだけの費用がかかったから収支はいくらです」ということで良いのだが、過去には、かかった経費よりも多くの使用料収入があつた年度もある。では、そのお金はどこへ行ったんだという話にもなってくるので、単年度の収支だけを切り取って、「これだけ足りないの」という説明はしづらいし、納得できない方もいると思う。</p>
竹内委員長	<p>全国的に言われているのが、公平性、受益者負担ということが、いつごろから言われ始めた。しかし、実際に徴収してみたら経費の方が多くかかってしまった、ということはあつてはいけない。</p> <p>そんな中で、人件費をどう考えるかということはあるが、現状、実際にかかっている経費が約 2,900 万円、令和元年度の新規申込者数から考えると、約 2,000 万円の収入が確保できると見込まれる。それに、空き区画の使用申込の促進をすることにより使用料収入を増やせば、管理料を徴収しなくても済むのではないか。</p> <p>現状でも、人件費を除けば、使用料収入で管理費は賄えているのではないかと思うが。</p> <p>いずれにしても、なぜ管理料が必要なのか、理由と根拠をしっかりと説明できるようにしておく必要がある。管理料を徴収しなければいけない理由と、令和元年度にかかった費用から、毎年これだけの管</p>

	<p>理料が必要だという資料を出していただきたい。また、収入との関係についても、説明が必要。</p> <p>今日の資料から分かるのは、管理料を徴収する場合、人件費で約1,000万円、システムに関する費用やその他で約1,000万円が今より必要となってくる。これを管理料として徴収するのか。さらに、施設整備などの投資的コストまで入れる必要があるのかどうか。</p> <p>50年分の管理料相当額を徴収している人をどうするのかという問題もあるが、この人たちからは取れないと思う。</p> <p>徴収方法としては、平米あたりいくらというのが全国的なやり方ではないか。</p>
田中副委員長	合葬墓か普通墓かによる区別はあるのか。
事務局	そういった区別は考えていない。区画あたりだとか、平米あたりでの金額設定を考えている。
竹内委員長	階段の改修やスロープの設置費用などの整備費用はどこから出のか。墓地使用者の使用料なのか、市の一般財源からなのか。
田中副委員長	施設所有者としての維持管理義務の範疇ではないか。お墓の利用の維持管理の範囲と、所有者としてすべき維持管理の範囲は違うと思う。支払義務者の立場としては、そのお金が何に使われているのかというのが分かると、支払いやすくなると思う。
横山委員	<p>当教会が使用している区画に行くまでの通路の草刈りは、市がやっているが、年1回だけなので、月1回、墓地系の教会員が自分たちで行っている。また、アンケートを見ると駐車場のスペースが足りないという結果が出ていて、確かに足りないが、駐車場を作るような土地はもうない。整備計画には駐車場と書いてあるが、実際問題、駐車場を作るスペースはないのではないか。</p> <p>管理料を本当に取るのであれば、使用者としては、管理料を払っても以前と何もサービスが変わらないとなると、納得はできないのではないか。</p>
竹内委員長	今後の予定では、12月にはパブリックコメントを行って、市民の皆さんから意見をいただくということですが。
事務局	この委員会としてのある程度の計画案を作成して、それを市民の皆さんに提示し、意見をいただき、取り入れられるものは取り入れて、最終案として作成するという流れになる。

竹内委員長	<p>第一に、性格の違う 6 か所の市営墓地の維持管理について、どう決めるのか非常に難しい。有脇墓地と成岩墓地は別で考えることとして、乙川一色墓地はどうすればよいのか。</p>
事務局	<p>乙川一色墓地は、既に 50 年分の管理料相当額をいただいている使用者が 60 人程いるので、ここを外すことはその方たちの不公平感につながると思う。</p>
竹内委員長	<p>その方たちに、永代使用料の積算根拠は示しているのか。</p>
事務局	<p>公には示していない。</p>
竹内委員長	<p>資料 1 の永代使用料の積算方法については、外に出ているのか。</p>
事務局	<p>あくまでもこの金額に決めた時の内部の決裁資料であって、外には出していない。</p>
竹内委員長	<p>この資料では積算根拠にはならないので、公に示すべきではないと思う。</p> <p>まずは、西川委員が言われたように、なぜ管理料を取る必要があるのかをしっかりと示して資料として出していただく。その際に、50 年分の管理料相当額をいただいている、いただいていないというのに触れない方が良いのでは。</p>
西川委員	<p>使用料として 30 万円、36 万円という金額があって、管理料は別であると割り切ってしまうと、その考えを示すかどうか。土地を使用するためのものが使用料で、今後維持管理するための費用として管理料をいただきますということをはっきり示すかどうかだと思う。</p>
田中副委員長	<p>素案 15 ページの今後の市営墓地のあり方に、「管理料の徴収について」ということで受益者負担の適正化と無縁化対策のためとだけ目的が書いてあるが、墓地の維持管理については明確に記載されていない。これを前面に出すということは考えていないのか。この管理計画のメインは適正管理の方であって、管理料の徴収は適正化のためという位置づけで考えているのか。</p>
事務局	<p>「受益者負担の適正化」の中に、維持管理に費用がかかっていることで、その費用に対する管理料であるという意味合いも含んでいる。</p>
田中副委員長	<p>パブリックコメントを実施すると、この部分に対して色々な問題を</p>

竹内委員長	<p>想起させると思うので、どこまで書くかは重要だと思う。「理解できなかった」と後から言われてしまう可能性もある。</p> <p>ここでは、受益者負担という言葉自体は理解しながら議論しているが、新しく作ったものに対しては当てはまるが、(半田市においては)市営墓地は元々地元の集落墓地であったものが市に移管されてきたという経緯があり、地元の人たちがどういった意識であったかも分からない。そういった面から考えると、受益者負担という言葉はそぐわないのではないかと思う。</p> <p>こういった中で、先ほどの話に戻るが、市全体としてどう採算を合わせていくのか、最近の収支の状況や、空き区画の新規申込による使用料収入の見込みなども含めて資料を提示していただいて、議論を行う必要があると考える。</p>
横山委員	<p>これまでの議論から、今回の計画は適正管理のほうに主眼があり、維持管理は副次的な印象を受ける。しかし、お金を徴収するのであれば、維持管理にこれだけお金がかかるということを、皆が納得できる形で前面に出してもらった必要がある。適正管理を先に出してから維持管理の話になっていくと、「なんでそれをやらなきゃいけないのか」という印象を受けてしまう。</p>
藏谷委員	<p>先ほどの、素案 15 ページの無縁化防止対策としての管理料徴収というのは、①の区画を適正管理するためということであれば、②の「管理料徴収について」にあえて記載する必要がないのでは。</p>
事務局	<p>管理料徴収の目的の一つが無縁化対策であることを説明するために記載してある。</p> <p>以前、竹内委員長が、豊橋市が管理料の徴収を検討していたが断念したという話をされていたが、その時、委員長は携わっていたのか。</p>
竹内委員長	<p>二十数年前に、県の墓地の検討委員会の委員をやっていた際に相談を受けた程度。</p> <p>横浜市の話になるが、こちらはかなり古い墓地があり大変だったと聞いている。結局諦めて、新しい墓地を作って納骨堂を設置したとのこと。</p> <p>今回の計画案では、集合墓を設置することになっていたか。検討するだけか。</p>
事務局	<p>「まずは、場所が確保できる北谷墓地に設置することとし、その後、他の墓地への設置の必要性や、場所について検討する」と記載し</p>

	ている。
竹内委員長	場所は1か所でも良いと思うが、集合墓の形式については、計画の中で触れるのか。
事務局	(参考として、合祀型の墓の形式についての資料を提示。)
横山委員	北谷墓地に設置できる場所があるのか。北部墓地は東屋付近に設置できそうだったと思うが。
事務局	北谷墓地は10号地の西側辺りを考えている。
竹内委員長	この資料は、計画案に載せるのか。
事務局	計画では、設置の方針だけ示して、具体的な形式については、設置の実施設計などで検討することを考えている。
田中副委員長	各墓地の特性に応じた整備計画の方針を記載する形で計画を作成するのか。
事務局	そのようにしたいと考えているが、もし委員会において、墓地ごとの細かい整備方針まで今回の計画に記載するのではなく、別のところで決めることとし、計画にはもっと大まかな方針のみ記載した方がよいのではないかということになれば、そのように修正することも可能である。
田中副委員長	市の側から、たたき台などの提案はないのか。
事務局	ご提示している(素案)が、16ページ以降の整備の方針も含めて、そのまま計画になる。この素案に対して、委員の皆さんのご意見をいただき、修正してパブリックコメントにかけることとなる。
竹内委員長	17ページの成岩墓地だが、廃止という方針となっているが、ここまで言ってしまうていいのか。
事務局	「廃止を視野に」という意味合いではあるが、「縮小」や「整理」に修正することも可能である。
竹内委員長	廃止というのは1人でも反対するとできない。他でもあまり聞いたことがない。(任坊山公園との)公園墓地としての一体整備という方針

	<p>もあるのでは。</p> <p>墓地区画として整備されていない部分は分筆されているか。整備されていない部分は分筆して、墓地としては廃止し、整備されている部分は地元の墓地として残すことが必要では。</p> <p>(⇒委員会終了後、事務局で確認したところ、分筆はされておらず、一筆であった。)</p> <p>周辺には新しい家がたくさん建っている。その人たちは近くに墓地があった方が良いのではないかと思うし、もう少し整備してやれば需要はあると思う。</p>
角谷委員	<p>成岩墓地は雰囲氣的にあまりお墓参りしたいと思わない。もっときれいに整備するなら別だが、廃止という方針については、そうだろうなと感じた。墓地は廃止して、公園としてきれいに整備した方が、市としては良いのかなという思いはある。</p>
竹内委員長	<p>システム上は720区画で、結構な数の使用者がいる。これを廃止するというのは、かなり難しいのではないか。もし廃止するなら、使用者に新しい墓地を用意して、移転費用もすべて市で補償しないとけない。</p>
事務局	<p>廃止するのであれば、もちろんそうなる。</p>
竹内委員長	<p>12月にパブリックコメントを行うということだが。</p>
事務局	<p>10月の最終週で第3回の委員会を開催し、そこでパブリックコメント用の案を固めたい。その案をもって、市の内部的な手続きを経て、12月にパブリックコメントを実施し、市民の皆さんから意見をいただくというスケジュールになる。</p>
竹内委員長	<p>今日、色々出された意見をある程度反映した形で、パブリックコメント用の案を作成しないとけない。</p> <p>事務局から今後の会議の予定を説明してください。</p>
事務局	<p>第3回の策定委員会を10月27、28、29日のいずれかで開催したい。(⇒10月28日(水)9時30分からに決定)</p>
竹内委員長	<p>パブリックコメント用の資料を次回までに用意していただくということで、お願いします。</p>
事務局	<p>ご提示してある素案については、今日のところは成岩墓地の今後の</p>

竹内委員長	<p>方針について「廃止」という表現を修正し、「現状を維持しながら管理を行う」というような表現に改めることとし、次回、それ以外の修正を行い、パブリックコメント用の案を決定するということよろしいか。</p> <p>それで結構です。</p>
(終了)	